

(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 11 運動施設、レクリエーション施設等の建設
都市計画特例	[条例第46条第1項] 都市計画決定権者が事業者に代わり手続
手続の併合	[条例第60条第1項] 併合：令和7年12月19日
準備書の提出	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条] 提出：令和7年12月19日
準備書の公告	[条例第25条第1項] 市報公告：令和8年1月15日 広報手段：広報よこはま1月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）
準備書の 縦覧・公表	[条例第25条第1項] 縦覧期間：令和8年1月15日～3月2日（47日間） 縦覧場所：みどり環境局 環境影響評価課 戸塚、泉区役所 区政推進課 公表等：横浜市ホームページで準備書の全文公表 横浜市中央、戸塚、泉図書館で閲覧
審査会への諮問	[条例第25条第2項] 諮問：令和8年1月16日
準備書の周知	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項] 対象地域：戸塚区、泉区の各一部 周知方法：準備書の概要及び説明会開催等のお知らせを各戸配布
説明会の開催	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項] 開催日及び場所：令和8年2月6日（金）及び7日（土）、泉区民文化センター テアトルフォンテ 令和8年2月8日（日）及び9日（月）、戸塚公会堂
意見書の提出	[条例第28条第1項] 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。 提出期間：令和8年1月15日～3月2日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参

（裏面へ続く）

準備書意見見解書の作成・提出	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項] 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」）を作成し、市長に提出。
準備書意見見解書の公告・縦覧・公表	[条例第29条第2項] 市長は、準備書意見見解書の提出を受けた旨を公告し、15日間縦覧、公表。
市民等からの意見聴取	[条例第30条第1項及び第2項] 対象市民等（※）は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができ、審査会は調査審議に必要と認めるときは、意見聴取を行う。
審査書の作成・送付	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項] 市長は、審査会の答申等を踏まえ、審査書を作成し、事業者に送付。
審査書の公告・縦覧	[条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第2項] 市長は、審査書を作成した旨を公告し、30日間縦覧。

※対象市民等：対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

図：準備書の手続フロー

